

令和4年度 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団事業計画

当事業団は開設以来、宇都宮市及び近隣住民の健康増進と地域医療に大きく寄与してきた。

本年度においても、初期救急医療事業による安全・安心な医療環境の提供、地域住民の健康づくり及び医療従事者の養成など地域住民の公益増進を図るため、公益法人として、地域の関係機関と緊密な連携・調整を図りながら、次の事業を推進していく。

○ 夜間・休日における初期救急医療事業

- ・ 地域住民への夜間・休日における一次救急医療の提供
- ・ 救急医療への理解と健康に対する知識の向上のための普及・啓発活動

○ 地域住民の健康維持・増進事業

- ・ 中小事業所従業員を中心とした事業所健診や市民を対象とした住民健診などの各種健診事業
- ・ 健診の受診結果を踏まえ今後の生活改善につなげる健康支援事業
- ・ 健診データを基に健康づくりに向けた地域的課題を整理し、その結果を行政等に提供するなど地域の健康づくり対策を促進する情報収集・情報発信事業
- ・ 健康づくりに必要な疾病予防や健康に関する知識の向上及び健康診断や保健指導の意義を周知するための普及・啓発活動

○ 地域医療従事者養成事業

- ・ 准看護師及び歯科衛生士を地域医療従事者として安定的に確保するための医療技術者の養成及び地域の医療機関等への就業支援

1 夜間休日救急診療所部門

宇都宮市医師会、宇都宮市歯科医師会及び宇都宮市薬剤師会の協力のもと、夜間や休日における応急処置を目的とする一次救急医療を確保する。

従事者の勤務環境の改善に努めながら、地域住民へ安全・安心な一次救急医療を提供するため、受付時間及び休憩時間の周知を図るとともに、夜間休日救急診療所の適正受診や健康に対する意識の向上を図るための普及・啓発活動を行っていく。

新型コロナウイルス感染症対策のため、基本的な感染対策や防護具の適正着用を推進するほか、感染疑いのある患者については、動線の変更やタブレット端末を活用した遠隔診療などによる良好な受診環境の整備に努める。

(1) 夜間及び休日の一次救急診療の実施

ア 開所日数

- ・ 夜間診療 365日（準夜帯、深夜帯）
- ・ 昼間診療 73日（日曜、祝日、5月連休、旧盆、年末年始）

イ 診療スタッフ年間動員数

(単位：人)

区分	医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	衛生士	事務員	合計	前年度比較	
								動員数	増減
昼間	217	84	166	351	95	314	1,227	1,242	△ 15
準夜	796	377	465	1,235	389	877	4,139	4,150	△ 11
深夜	730	—	365	730	—	365	2,190	2,190	0
合計	1,743	461	996	2,316	484	1,556	7,556	7,582	△ 26
前年度	1,748	463	998	2,327	488	1,558	7,582		
増減	△ 5	△ 2	△ 2	△ 11	△ 4	△ 2	△ 26		

(2) 診療体制の維持・強化

ア 医師の安定確保のため、派遣協力医療機関との連携強化

イ 後方病院並びに後方支援病院を始めとする協力医療機関との連携強化

ウ 患者の診療実績及び繁閑状況等を踏まえた、的確なスタッフの配置

エ 医療サービス向上のための診療スタッフへの効果的な研修・指導の実施

オ 診療内容や受付時間、休憩時間等の適正受診に関する周知や、医療従事者の良好な勤務環境の整備に努め、より安全・安心な一次救急医療を提供

カ 新型コロナウイルス感染症に対応するための、感染予防の徹底及び安全・安心な受診環境の提供

(3) 普及・啓発活動

ア 親子学級などにおける啓発活動

- ・ 市保健センターで開催される「ママパパ学級」において、「救急診療所の適正受診」に関する啓発チラシの配布等

イ メディアを通じた啓発活動

- ・ 5月の連休、旧盆及び年末年始時の救急医療機関の適正受診の啓発及び季節の節目において、健康に関する「ワンポイントアドバイス」を放送
- ・ 新聞の健康特集誌に「救急医療機関の適正受診」などの啓発広告を掲載

ウ 公共機関等における啓発活動

- ・ 子どもを持つ保護者を対象に、市が実施する「赤ちゃん訪問」時や子育てサロンにおいて、「救急診療所の適正受診」についての啓発チラシの配布等

2 健診センター部門

高齢化が進展する中、地域の関係機関と緊密に連携を図りながら医療資源を効果的に活用し、疾病の早期発見・早期治療につなげる健診事業を展開するとともに、住民の生活改善を図る健康支援事業や、健康づくりに必要な知識向上のための普及啓発活動を推進し、地域住民に寄り添ったサービスを提供することにより健康維持・増進を図る。

また、健診業務においては、令和4年度より、契約、予約、結果報告、請求に至る各業務や各医療機器の連携による診療情報等を有機的に管理が可能となる新システムが稼働することから、これまで以上に利用者のニーズを踏まえた診察結果の報告や、精度管理の向上、業務の効率化の推進に努めながら、サービスの維持・向上に取組む。

(1) 健診事業

ア 事業所健診

- 施設健診においては、新システムを活用し事業所等のニーズを踏まえ、経年管理や多角的な分析を行い事後指導や各種相談、勧奨などに努めるとともに、新システムと医療機器の連携を推進し、迅速な結果処理に繋げていく（新規）。
- 定期健康診断等において、血糖値の改善や糖尿病の合併症予防に資するため HbA1c を必須項目とする（新規）。
- 口腔ケア、婦人科巡回健診等有用な健診の周知・勧奨に努める。
- 受診率向上に向け、受診団体や関係機関と緊密に連携しながら受診勧奨に取り組む。
- 小規模事業所等の受診機会を確保するため、渉外活動を強化するとともに、宇都宮労働基準協会の会員事業所等で集団健診を行う等、健診スタイルの多様化を図る。

（単位：件）

健 康 診 断 種 别	令和4年度 計画(件)	令和3年度 計画(件)	増 減	
			(件)	(%)
事業所健診	定期健康診断	19,901	20,370	△ 469 △ 2.3
	生活習慣病予防健診	11,760	11,192	568 5.1
	人間ドック	1,679	1,758	△ 79 △ 4.5
	特殊健康診断	3,210	3,326	△ 116 △ 3.5
	結核検診	4,145	4,222	△ 77 △ 1.8
	ストレスチェック	5,315	5,565	△ 250 △ 4.5
	その他の健診	3,033	3,317	△ 284 △ 8.6
	計	49,043	49,750	△ 707 △ 1.4

イ 住民健診

- ・ 採尿方式を健診現場採取方式から自宅採取方式に変更し、健診会場における衛生面の確保や感染症予防対策の向上を図る（新規）。
- ・ 利用者のニーズ等を踏まえ、胃部検診後の排泄効果を高めるため、飲料水を食物繊維入りペットボトル飲料水に換える（新規）。
- ・ 受診者からのニーズが高い総合健診の日程を拡充するとともに、保健所健康増進課と連携し受診勧奨などを行い、地域住民の受診率向上を図る。
- ・ スタッフの接遇向上など、受診者目線に立ったサービスに努める。

（単位：件）

健 康 診 断 種 別	令和4年度 計画(件)	令和3年度 計画(件)	増 減	
			(件)	(%)
住民健診	節 目 健 診	2,797	2,774	23 0.8
	地 区 健 診	7,547	7,196	351 4.9
	地 区 巡 回 健 診	8,618	9,613	△ 995 △ 10.4
	乳 が ん 検 診	5,673	5,974	△ 301 △ 5.0
	子 宫 が ん 検 診	4,914	5,437	△ 523 △ 9.6
	結 核 検 診	14	15	△ 1 △ 6.7
	特定健康診査単独	94	100	△ 6 △ 6.0
	そ の 他 の 健 診	60	125	△ 65 △ 52.0
	計	29,717	31,234	△ 1,517 △ 4.9

ウ 子ども健診

各種学校との連携を保ち、効率的な巡回健診や集団健診の推進を図る。

（単位：件）

健 康 診 断 種 別	令和4年度 計画(件)	令和3年度 計画(件)	増 減	
			(件)	(%)
子ども健診	心 膜 検 診	13,967	13,430	537 4.0
	結 核 検 診	4,350	4,807	△ 457 △ 9.5
	そ の 他 の 健 診	8,800	9,110	△ 310 △ 3.4
	計	27,117	27,347	△ 230 △ 0.8

(2) 健康支援事業

ア 特定保健指導

- ・ 健診日の当日に指導対象者に対し初回面接を実施し、早期に生活習慣の改善の必要性等を受診者に周知することや負担軽減を図ることで、特定保健指導の実施率向上を図る。
- ・ 特定保健指導をより受けやすい環境を整備するため、ICTを活用した遠隔による保健指導を推進する。
- ・ 渉外係と連携しながら普及啓発に努め、地域住民の健康意識を醸成する。
- ・ 特定保健指導及び事後指導等を円滑に実施するため、行政や企業の担当者との連携をより一層強化するとともに、健診事後指導等の充実・強化に向け、保健師、管理栄養士の更なる資質の向上に努めながら、ニーズを踏まえたサービスを提供する。

(単位：件)

保 健 指 導 区 分	令和4年度 計画(件)	令和3年度 計画(件)	増 減	
			(件)	(%)
特 定 保 健 指 導	738	750	△ 12	△ 1.6
健 康 相 談	11	10	1	10.0
事 後 指 導	2,650	2,900	△ 250	△ 8.6
健 康 教 室	280	300	△ 20	△ 6.7
結 果 説 明	11	10	1	10.0
計	3,690	3,970	△ 280	△ 7.1

(3) 地域の健康づくりに関する情報収集・情報発信

地域住民の健診データを基に、今後の健康づくりに向けた課題等を整理し、その結果を報告書等にまとめて行政等に提供することにより、健康づくり政策に貢献していく。

(4) 普及・啓発活動

ア メディアを通じた普及・啓発活動

広く市民の疾病予防や健康の保持・増進及び生活環境に対する関心を高めるため、各種健康に関する予防週間・月間などの期間中にラジオやホームページなどの媒体を活用して健診・検査の普及啓発活動を継続する。

イ 各種健診の受診率向上への取り組み

ホームページ、掲示物やイベント会場におけるチラシ配布等により、健康に関する最新の情報や疾病の重大性について情報提供し、未受診者の受診意識の高揚を促し各種健康診断の受診率向上に努める。

ウ 保健師による健康教育、健康教室

保健師や管理栄養士が事業所等に出向き、健康や栄養に関する講義や指導を行う出前講座を開催し、市民の健康に関する意識向上に努める。

エ 健康冊子の配布及びホームページへの掲載

保健師が作成する健康に関する有効な情報等をホームページに掲載するほかチラシにまとめ、事業所や地区市民センターの窓口等を通して周知することにより、広く市民へ健康に関する情報を提供する。

オ 市内プロスポーツ競技会場における普及啓発（新規）

ピンクリボン運動月間中等に、自転車プロロードレースチーム宇都宮ブリッツエンが参加するロードレース会場において、がん検診等に関する資料配付を行い、普及啓発を

行う。

(5) 信頼される健診体制の維持

地域住民が安心して健診を受けるために必要な、質の高い健診の提供や安全管理対策を徹底するため、以下の取り組みを実践する。

ア 精度管理の向上

- ・ 健診に関する研修会等に参加し、検査技術の研鑽や知識の向上を図る。
- ・ 検査機器の管理、データの正確性の確保など内部精度管理を徹底するとともに、全国労働衛生団体連合会が主催する外部精度管理研修に参加して検査精度の維持・向上に努める。
- ・ 腹部超音波検査においてスキルの高い経験豊富なスタッフの指導の下、検査技術の向上と知識の習得に努める。

イ 安全管理の徹底

健診業務において発生する恐れのある医療事故や交通事故防止のため、「健診事故防止対策委員会」等により、リスクマネジメントを積極的に推進するとともに、重要な個人情報を取り扱う健診機関として、健診データ等の取扱管理の安全対策を徹底し、安全・安心な健診の推進に努める。

ウ 健診システムの管理

令和4年度より、契約、予約、結果報告、請求に至る各業務や各医療機器の連携による診療情報等を有機的に管理が可能となる「新健診システム」が稼働することから、これまで以上に、利用者のニーズを踏まえた診察結果の報告や、精度管理の向上、業務の効率化の推進に努めながら、サービスの維持・向上に取り組む（拡充）。

エ 胸部読影の手段の拡大

各種読影における診断結果の迅速性を高めるため、委託先の拡充を図ることとし、胸部読影の一部について、大学病院での読影を実施する（新規）。

(6) 経営の安定化

事業のコストパフォーマンスに着目し、より適切な損益分岐の把握に努めながら実施体制の検討や支出の削減に努め、経営の安定化を図る。

(7) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策については、感染防止対策の徹底に万全を期すとともに、コロナ禍においても必要な各種健康診断を着実に推進し得る実施体制を整備し健診医療機関としての社会貢献に繋げる。

3 準看護高等専修学校部門

准看護師として必要な知識及び技術を修得し豊かな人間性を養い、職業人としての自覚と責任を持ち、社会に貢献しうる有能な人材を育成することを目標として事業を推進する。

このような中、入学生の減少など厳しい経営環境が続いていることから、生徒の確保策や経営基盤の強化策など、必要な対策を引き続き検討しながら事業を推進していく。

また、令和4年度入学生からの新カリキュラムによる准看護師教育に円滑に対応するとともに、准看護師として必要な知識及び技術を習得させ、地域の保健医療に貢献し得る有能な人材を育成するため、教育内容の充実に努めるほか、研修会等への積極的参加による職員の資質向上を図る。

さらに、生徒の個性に応じた教育・指導を進めるとともに、令和元年度から配置した認定カウンセラーを効果的に活用するなど、計画的な教育環境の整備をさらに継続する。また、意欲ある入学者の確保を図るため、看護職が必置の高齢者等入所施設への説明に新たに取り組むなど効果的な訪問活動やＩＣＴの活用による広報活動など生徒確保対策を充実強化する。

(1) 教育実施体制

—旧カリキュラムによる体制（令和3年度入学生）—

学年	定員	教育科目（座学講義）					臨地実習			教育実施時間合計	
		基礎科目	専門基礎科目	専門科目	合 計	協 力 講師数	実 習 時 間	実 習 施 設			
		国 語 外 国 語 音 楽 そ の 他 (時間)	人体の仕組み と働き 食生活と栄養 薬物と看護 そ の 他 (時間)	基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 (時間)							
1年生	40人	105	305	415	825	50	238	14	1,063		
2年生	40人	0	80	250	330		497		827		
合計	80人	105	385	665	1,155	50	735	14	1,890		

—新カリキュラムによる体制（令和4年度入学生）—

学年	定員	教育科目（座学講義）					臨地実習		教育実施時間合計
		基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計 (時間)	協 力 講師数 (人)	実 習 時 間 (時間)	実 習 施 設 (機関)	
1年生	40人	70 (時間)	248 人体の仕組み と働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち その他	512 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 (時間)	830	50	238 実習時間 (時間)	14 実習施設 (機関)	1,068
2年生	40人	0	102	223	325		497		822
合計	80人	70	350	735	1,155	50	735	14	1,890

(2) 生徒確保対策の強化

- ア 高等学校、児童養護施設、母子生活支援施設等のほか、高齢者等入所施設訪問や病院訪問、ハローワーク、市役所等の公的機関への情報提供
- イ 効果的な時期における学校見学会の開催（3回）
- ウ I C Tを活用した広報活動の充実
- エ 各種修学資金制度のP R

(3) 教育環境の充実

- ア 生徒指導、相談体制の強化
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ 個別相談等の充実
- イ 教育用器材の整備

(4) 教育内容の充実

- ア 専任教員の資質の向上、教育力の強化
- イ 講師及び実習指導者との緊密な連携の推進

(5) 実践活動の充実

- ア 施設見学、1・2年生合同研修等の実施
- イ 特別講義の実施

(6) 地域医療への就業支援

- ア 進路指導・就業指導による進学・就業支援（県内定着率の安定的な維持）

4 歯科衛生士専門学校部門

歯科衛生士として時代の要請に応える知識や技術を学生に修得させ、宇都宮市及び県内近隣地域の歯科医療及び口腔衛生の普及向上に寄与できる有能な歯科衛生士を養成することを目標とする。

そのため、学校と講師及び臨床実習指導教員との円滑な連携による指導体制の充実強化や計画的な教育器材の整備などの教育環境の充実、授業計画に基づく講義や大学病院・介護施設での実習等を引き続き実施するなどの教育実施体制の充実を図る。

(1) 教育実施体制

学年	定員	教育科目（座学講義）					
		基礎分野	専門基礎分野	専門分野	選択・必修分野	合計	協力講師数
		英語 生物 心理学 その他の (時間)	解剖学 組織発生学 生理学 生化学 歯牙解剖学 病理学 薬理学 その他の (時間)	歯科衛生士概論 歯科臨床概論 保存修復歯内療法 歯科補綴学 歯周保存療法 口腔外科学 その他	情報処理 社会人マナー 耳鼻科 内科 小児科 その他		
1年生	50人	105	204	471	30	810	35
2年生	50人	30	30	105	45	210	11
3年生	50人	15	198	423	30	666	10
合計	150人	150	432	999	105	1,686	56

臨地実習		教 育 施 用 時 間 合 計 (時間)
実習時間 (時間)	実習施設 (機関)	
—	—	810
765		975
135	41	801
900	41	2,586

(2) 学生確保対策の強化

- ア 推薦指定校等への学校訪問、資料送付
- イ オープンキャンパス・学校見学会の実施
- ウ 進学相談会・進路説明会への参加
- エ 新聞広告等を活用した学生募集 P R の実施
- オ JR宇都宮駅・東武宇都宮駅等への学生募集ポスターの掲示
- カ 歯科衛生士 P R 用カードの作成配布
- キ 広報活動の充実

(3) 教育環境の充実

- ア カラーコピー複合機の更新
- イ 口腔内撮影用カメラの更新
- ウ パルスオキシメーターの配置

(4) 教育内容の充実

- ア 入学前教育の充実
- イ 講師及び実習指導者との円滑な連携の推進
- ウ 国家試験対策補講の強化
- エ 専任教員の資質の向上

(5) 実践活動の充実

- ア 特別講義の実施
- イ フッ化物塗布事業、歯の健康教室などへの参加

(6) 地域医療への就業支援

- ア 有能な歯科衛生士を養成し地域の医療機関等へ就業させることで、地域医療従事者の安定確保を図る。